大鏡

二

巻三

枇杷左大臣 仲平

貞信公 忠平

清慎公 實頼

廉義公 頼忠

小一条左大臣 師尹

巻四

九條右大臣 師輔

5
299
2

利
203
2

東京帝國大學圖書

神門
號244
卷2

大鏡卷之三

目録

枇杷左大臣 仲平 基經二郎
貞信公 忠平 基經四郎
清慎公 實賴
廉義公 賴忠
小一条左大臣 師尹

一左大臣仲平
このおとゝぶハ基經（モトツネ）のおとゝぶのこの三郎、母ハ本院の大臣（時平）ふ
おれど、大臣の位ゆゑ十三年ぞたはせて、枇杷（ビハ）の左大
臣とも、世ゆゑ世ゆゑ伊勢が集て
ゆゑすゑ我こゝろ志ふかくしのぶれど人にむすばれなるゝ
なぶとよみ給へるを、忠平公よりハ清貞（忠平）なる
まどゝを、三十年まで大臣になりおゝれ給へるをづひ
にゆりたまへまで、大きおとゝ忠平のこゝろ、
おとゝくつひよさ知ぬる桜の花ぶゝ急おきたるふゝあるらん
やどゝて花をかゝゝて清對（メイ）面の日よりゝび給へるひさし

の大饗せ給せ給ひるにを、ふい坐(さまい)すゑまゐらせ
させ給ひらるまゐ(はん)らん、をしてだろひらるこのるはらいた
くおぼ、それらる清心ひけていのたこのてこうさるる
ゆのせ給へうけんと申あるひめ(こそ)でたれ、のこそ申
心ぞまゐるおうるはしくおはまゐるられ
人きゐ志ゐめたる事ちりやうにて、
[別]さのおとぶて伊勢の清息所(ミヤスドコロ)のうにられてゐるの
人おれずやそれまうばるびつもちるそこだふいをまゐを
一太政大臣忠平
このおとぶたまき基經のおとぶて四郎君、清母ハ本院の

大臣枇杷の大臣うおとぶ、延長八年庚寅九月廿一日摂
政の宣旨くだり給、天慶四年辛丑十一月八日関白の
宣旨かうふらせたまふ、公卿うて四十二年、大臣う
位ふて三十二年、世をしらせたまふ事廿年、のちの
世いうれ貞信公をもうづけたてまつる小一條の太政大臣
と申し朱雀院ちうびう村上の御をぢにおはし
まゐうれおとぶ御五人、太郎ハ太臣うて実頼の
おとぶ、それ小野の宮殿と申し次郎右大臣師輔(モロスケ)のおと
どそれを九条殿と申し四郎師氏大納言と申えき、五郎
右大臣師尹(モロタダ)おとぶ小一条殿と申きか、此四人の君と

ち左右の大臣大納言てて侍つぶれおそ〳〵まゝ、
いみじかり〳〵侍榮花ぞかし、女君(貴子)ひと〳〵さいろハ先坊(文彦太子)
の見やす所あてはは〳〵まし給ねて〳〵さこ人の大臣
まちのまゐらせ給ふきさうに小一条のうれみ斟解(カシテ)曲
の小路(コウヂ)てを、石だゝみをぞせさせ給ふ〳〵つまぐ侍る
ぞかし、宗像(ムナガタ)の明神おはしますぞ、洞院こ〳〵ろの侍
ぐよりおはせ侍ひ〳〵て、雨ぶのふる日のきうこと
ぐうけさまはゝ〳〵おほゝることは一町ハ人まゐりなり
うぢうたいまをあやゝのもれもう侍車にのりけふ、
みゝくゝあり侍るをとよむゝのちぐうにいと

かゝぐけちゝこて見給まゐれどもを今もおぐ
ろけまてハゝほり侍〳〵びゝ今日もまゐり侍るぐゝ
のいゝく侍りつまぞ、術(ズチ)ちゝくてぐまゐりこほりつき
ぐちりだゝこをぞよぐてぐまゐりつる、南の
つゝけいゝあき泥を布こゝさいて侍ふゝひつまぞ、
きゝれきもれもゝくちりて侍るなりぐてひきいで
てゝをぞ先祖の侍拙なたもほゝ〳〵れど小一条のこ
ちんゝに侍らぬ人をゝふうこゝ忘ぬるきうにこそ敬
もほゝく侍るゝり、ちやうのをうハほうへゝさうん
ところいちゝかをせん又おぐゝこ侍ゝまたゆこ

なくおそろしくさいろうの入道殿(長)おそれ作らせられ
うさわりなまや、此真信公たち、宗像(ムナガタノ)明神うつしにを
のちぐやたまひくり、我よりハ法位あつくてゐる
せ給へるちんくるゝ所、やたまひくれぞいかゝ不
便(ビン)ちゐる法事ちゐるかなくて、神社法位をやまち世給
へふちゐり、この殿いづきの法時ことおぼえ給ゝば思ふ
て延喜朱雀院の法ぐたこうハ作りけめ、宣旨うけ
給りて世給ひておとちゐひよ陣(ザン)の座ざまたおそまし
みちに南殿(デン)の法帳のうしろ程とほらせたまふか
ごに、もおくけハひて法太刀のいしづきをうつへたり

くれぞいやあやしくて法うせ給ふて、毛をむくく
とおひゐる手のつめをちぐのくかゝれのはおやうちゐる
て、鬼ちゐりけり、といと物おそろしくおぼえしめれ
どおくしたる法まみえぐとねんぜさせ給ひておらか
やけの勅宣うけあまりうて、ちぐめにまゐる人ども
ふるちたにもおぐ、ゆる法ずバあしうまちうんこゑ、
法太刀をひきぬきくかまぐの手をうくへ法せ給へう
くれバまぐひもちはちもてかうしうしうおすぐば
まへゆのうにくれ思ふて、物の事ちゐりけんのかと
殿ぐうの法事ようもうおぐ殿の法事ヤハかゝぐけゐ

くをあはきにをゆるのれどて、うゑうちかはりてはる
ゆびくうちのむめり、いのちりけるまにての七月にて
うまれさせ給へるとうゑうへたまき、天暦三年八
月十八日にぐうせ給ひる、ゆとし七十一、正一位贈
せうさを給ふ
一太政大臣実頼（サネヨリ）
このおとゞも忠平のおとゞの一男におはしまし、小野宮
のおとゞとやきゆ毎も寛平宇多法皇の御むこ、大臣
の位にて二十七年、天下執行攝政関白しまして、
二十年ばかりやおはしけん小野宮大臣とも申し天禄元

年五月十八日うせさせ給ひしゆとし七十一、法いこれ
清慎公ちり、和哥の道ふをたゞしおはしまし、
後撰ふをあつまりたまへり、行事にを有識ふ、
世ふうるはしくおはしまし、世の人の本にぐ
ひうれさせ給ふをのみや北南おもてにゆゑ、
ぐりはちもていでゆゑ給ふ事ちるのりれそれゆゑ
ゆゑ稲荷の杉のあらはれ、みゆきぞ、明神御殿へず
らんふいのでのなめげまそいでんとの給ハせて、
いみぐくしくませ給ふにおのばのうれぼしを
すきぬるをり八法袖をかばきてぐおぐろれ

きぐせ殆へるかのわらべの法女(述子)、女法ゐてう世殆
ひるわ村上の法こもわるや、あ一うにわらぶえ法ゐ、
をとこ君ゐ、時平のわらぶ紙法むひめ乃法はゐよ、
敦敏(アツトシ)の少将ゐてわはせ一、父わらぶの法ゐ紙ふゐく
き殆ひるわゐの一、法ていみぶゐわぼ一ちげくう
あづまゐ紙ゐてよゐう世殆へりともきゐで、馬をたて
まつりゐりけきぶ紙わらぶ
まぶきゐぬへもありけりなづまぶに吾もゆ紙ぶすむべゐりける
いわゐのゐ一き事ちりゐてめわ一のだゐにわらぶ乃
法わゐを名をばらしこのひとゃ紙されば法ぶゐゐ

うしこのひをばらしけきとのゐまゐちり」敦敏の少将
の男子佐理(スケマサリ)の大貳世の手ゐをめ上手よ、任はてゐの
ぶらきけるに、伊豫のくたのまへちるゐまりゐゐ、
日いみぶゐあき、海のわもてあ一くて風わそろ一
うゐもちぶけるをばけるちほまていでんときる
まへぶ、まゐわちぶやうにのゐちりぬゐのこきつ
つ日ぶゐつすぶれぶいわあやゐくわぶ一てゐ紙ひ
殆へぶ邦の法ゐまきのこいふて、法るべき事も
ちゐいゐれる事にのゐわそれゐまひゐるよの姿ふ
乃ゐえ殆ひゐるやゐいこきぶけぶゐの紙きまゐたるを

ところ、されば、ほとゝぎす日のあまりて日ごろへぬるほどのまぎ
ぎしたべる事ちり、それはよろづのやしろふ額の
ごとくたるにものまぎれもちるべきにもあらぬ
ぐかけんとおもふ、ちるべての手にてかゝせんがわろ
くはまぎれ、汝しかゝせたてまつらむとおもふよりの
てはをりなるべいかゝはべて、とゞめてまつりたる
ちり、ものたまふにぬれごとのやうにひゝなへぞ、ゝれ浦
のこ島にをぐるおきられちりわたの波ふり、美のうち
ふをいみじくしのさまりやうにくわぐはるおぐるれ
波ひてはまゝちゝたるもいとさて伊豫へわる波ふ

りおぐるの日なきつる日ゝゝれくゝうゝくやちりて、
そゝるゝばちまりおひ風ふもてとゞのおとくまりで
はきぬ湯あくあふいみじく潔齋してきよま
りて警衛(サウゾク)にしてやがて弟の法まへにてかきるまふ
やゝろの官(ツカサ)どもめいでゝうたせちるどよく法のお
とくしてゝのへり波ふて、法ゆわそゝる事ちくこる、
するゝどのふゝいるまでたひゝうたのぼり
るまひのたゝのはるをを人げんの人ゝほめあゞ
むるだゝ興あゝまゝてゝゝあまゝまして弟
の法仏ゝまゝて用ゝくわゞゝけんゝゝいのに法

仏おがみ奉らんまゝおがみこのゝさまにぞ日本
第一の法をのおがみえハとり給へまし、六波羅蜜寺乃
ごとも此大貳のこゝ地なるまへゐちまきばかり紙を高
の神のやしろの額は寺のごとおがちで法ほにたり」
法仏ばへぞ懈怠（ケダイ）なりゝ如泥人ども学ゐにべくたハ
せし、故中御門道隆白殿東三条つくらせ給ひて法隆寺
ゝ繪ごもかゝせ給ひて、紙屋紙（シキシガタ）をかの大貳ゝこのせ
まゝとのゝまひたるをいゝ人さわぎかゝぬ
ゐごゝ、まゐりてかゝれちぞよりぬべのりけるゝ、
関白殿ゝゝせ給ひて、上達部殿上人ちぞ法るべ

人々おまゝゝまゐりつどひてのちゝ、日たゝくまゐれ
奉りてまゐり給ひたれば、ゐゝ骨ちくおがゝ
めたるれど、ちゝゝてあるべきるちねだ、かをさく
まゝで給ふゝ、女の法ちゝぞくゐづけさせるまゐ
をちゝでをありぬべくおがさるまゝどすつべきる
ちゝわぞ、そゝゝ死人の中をまけいでらきける
ちゐんちゐけぐゐの失諸（シッサク）ちりけるのどゝのれるけさ
とくまゐりてかゝきるまゝゝでかゝゝまゝや
ちゝぞゝる人もれもひゝづのゝもおがゝたりける、
むげのゝ死ちのちべてのげちゝちぞにゝゝかう

やうなる事ハせられぬこと、殿をもそ〻ぎ
人〻ありけり、そもそも大貳の法むしのいとゝの懷平
右清門督のきゝもてはやすまでハ經任君の
をゝ上、大貳のたゝびの女の手のもとにまとひ
り、大貳の法いもうとゝ法住寺の為光の小方て
くれをこゝろ紙法ぱゝの女君ゝ花山院の法時乃
弘徽殿の女御、又入道中納言懷義の小方て、又をのゝ宮のた
を今の中宮大夫齊信卿とゝゞゆめるをのゝ宮のた
とゝぶの三郎敦敏少將のおもゝぱゝの君、右清門督
までなり給へり、齊敏の君とゝぶきゝえ、そ

の法をゝ君、幡磨守平文のむしめれはゝふこゝゝ
ろおはせ、太郎高遠の君大貳てゝりてゝうせたまひ
にき、二郎懷平て中納言右清門督までなり給へ
まゝ、そもそも法をのゝぶ給ゝいまの右兵衛督經通の君、
まゝ侍從宰相資平の君いまの皇太后宮の權太夫て
ておをしあり、そもそもぶ小ゝの君の法をもそゝぶ法おを
ぶのをもゝ、ゝやのおゝぶの法るにゝ給ひて、實資と
つけたてまつりて給ひていえゝうれゝうゝ志給ひき、
そもそもおゝゝぶの法名の文字ゝりの法のゝぶハゝといふを
ゝもあまりぶえゝぶりたりやゝゝハ名をたいのく九

とぞつけられける。其君こそ今のをゝ宮の右大臣
とゆて、いとやむごとなくておはしめり、かの北方の、
左子のなかもちげきをゝ殿をひめ資平
の宰相をやゝもちひ殿つかへり、又するふこやづうへ
人をおぼゝしたるはゝそいでたはゝるをゝこそハ
法師にて内供良圓の君とてたいしに又ちかゝひけ
る女房をめゝつのひ殿ひたるほどにおのづゝ
うまれ殿へるける女君、うくやひめとぞゆけるこ
の母を頼定の宰相のめゝとぞ、小方ハ花山院の女、
為平の式部卿の親王のたむしめちり、院世をそむ

うせ殿ひたく侍るゝ女君殿ゝちふゝ殿ひゝちり、
〔別〕るゝ女君千日の講おこなゝひ殿ふ資家中納言
のうへゝちゝり、兼頼の中納言の北方ゝ文
うせ殿ひまゝ大ゝうゝ殿かゝくおはゝまゝる
族ゝやゝまゝ中宮の權能信太夫のうへもまゝゝをやし
ちひ殿へる、
さの女君を小野の宮ゝん殿の南面ゝ帳ゆのたゝ
いみゝゝかゝ殿ゝ殿ゝてまゝゝせ殿へゝいれる
人ゝ殿むゝゝり殿ゝんゝ殿ゝんかの殿ゝいみゝゝを
さゝりをゝくゝ人ゝおはゝまゝ故小野宮のゝゝゝく

の名のつもれる庄園をいとなみ、
殿づくりせしまさるはまいりめでたしや、對寢
殿渡殿をまいの事ちりたりこの方ニ間四面
の法堂をてらまてめぐり廊をこれ供僧の房
ニせしかり湯屋ニ所をたてかへ
ぬりひきてかりそめ絶ぬる日ちり法堂まち
金色の佛おくはまんぐ供米三十石ばかり
器ぐにおくれてたゆる事れ法堂にまゐる
みちまそ法まへのいけよりあれをはるかや
聖ニつくらせるまひく時くの花をみぢをうゑ

させまへり、又ハ船よのりて池よりいぎてとまゐる、
こまよりほのに道ちり、住僧をやむこれき智者
なるそ持經者真言師なぶぐもにちんこれよ夏冬
の法服をたまひ供料をあて殿ふまぐ滅罪生善の
法いのり、又ひめ君ハ法息災をいのりめたまひて
のをれこをやをおけくれつくせ殿ふ事、日ふて
くくれ七人ゆゆる時れ世ゆ中にてをのれ
ゆくる所を東大寺とこの小野のこやゆこうハ伝
なきおくどおくいぐのこりわれゆまし
しをおはくる殿ちり、まこふ法をのこぶハ今の

伯耆守資頼（スケヨリ）と申ゆゑなるハひたちの国ひたちにてうまれあるべいづまてこのあり方なん、

一太政大臣頼忠（ヨリタダ）

このおとゝぶたゝ小野宮実頼大臣の次郎たり従母時平大臣の娘むこ左衛門督敦敏の少将のおとゝたり、大臣の位まて十九年、廟白にて九年、この生きハせたる世ゝ人ぞかし、三条よりハ北、西洞院よりハ東て住給ひしゆゑ、三条殿と申ス、

〔別〕このおとゝぶいみじ給事ども志おほく給へる人なり、賀茂詣り撿非違使（ケビイシ）車のもとに具（グ）する事、

の大臣もはゞめ給へり、又馬のよりて隨身左右より四人つゞはもむる事もいと殿志いでゝ申へりいみしへそもゝふのゝぶりも左右に人てありて、府生ハもたゝてはべ事ハ一の人おはしるもぐ見ゆること物きゝぶりはすこしうれうれしくいとくゝ侍るべうゝる事ハりこの、なまりにより志ゝ申ゝあなまり給ひて後の内てよひにゝもたる油を、又の女房のつゞゝまでめぐりてのこりたるをうへしいきて、又今日のあぶらくはへてゝもさせ給ひゝ、

あまりにうつくしげなる事ありや

一条院位につかせ給ひて、よそ人まで、關白ハのの
せ給ひしかども、たゞおなじおなじ殿ばらにて、四条の宮（遵子皇太后）
ばかりぞ、ひとりよりまさせ給ひしかば、それにこの前
の帥殿（隆家）なる時の一の人の御孫にておはせしかば、
殿、六条殿（重信）の御むこにておはせしかば、
西洞院のぐりにありきなどし給ふを、こと人ちらばこ
そのぐりよりぞてをたゝいたべきを、おなじ御太政
大臣のおはしましまへを馬にてわたり給ふおぼえ
おなじいらの、いかやうにうつくしげにぞ世

せ給ふ、いかやうにてゆのしくおぼゆ
る、中門の北の廊（ラウ）の連子（レンジ）よりのぞかせ給へば、いと
うはやる馬ふたつ、ひをおしてのけて、雜色（ザフシキ）二三十人
ばかりぞ、ひたいにかゝるものくはせて、うち見いま
つる、馬にてもゆかるひとのへて、あるあるをるのくつのひく
とゝりて、ゆるをおきまくおぼせど、中くなる事
ちまでぞ、ゆくおくものゝまゐでちさうけたるげなるを
のこゝろうつくしうあれば、ゆかばうぞやたまひなん、非
常（サウ）の事ちりやけるを帥の中納言（隆家）のうへの六條殿（重信）
のひめ君を、母を三条殿の御女にておはしまさば、御孫ぞ

このことれば人よりハまさるりつかうまつりだふこうを志
ゐるべうまつ」ことに頼忠のおとゞ一の人にくおはし
ましこのゞ法直衣にて内ゝまゐり給ふ事ども
ざりき奏せさせ給ふことあるをりハ冠袴にてぞ
まゐりたまふ法ことにこそいせたまひ年
中行事の法障ることもゆるべきて職事藏人な
どゝてゞ奏せ法せ給ひ又うけ給りたまひてなる
又あるをりにこそ法門鬼のまたいで法せ給ひてめ
しなるをりぞまゐるせ給ひ開白ゝ給へゞよ
そ人おくおはしまし給ふれバふや」故中務卿代あ

きこえたまの法むしめ給はゝて法むしめ二人男
一人おはしまして おとゝ遵子君を圓融院の法時乃
女法ゝて天元五年三月十一日后にゐ給せ給ひて中
宮と申ス皇子おはせゝ四条の宮とゝ申めり
いみゝ有心者有識ゝぞいとを給ひ功德を
法いのりも如法ゝおこなはせ給ひ御ぐ
季の法讀經ちゝ法ゝつよの事ゝもおこなはしめ給ふ
ゝ四月ゞほゞ世人の僧を居のこゝりめでたうくら
しづかを忌ち世給ひゆあむ齋ちゝこのゝりちく
如法ゝ供養せ給ひたまひ法まへよりを又ゝりわき法

ゐべたもたぐもいぐらせ給ふ宮身づのゝとしきよたる法
ぞゝそまいまこのぢうれくきよはゝゝせ給ひて僧よ
ゐまゝゝにるもたぐもいまづ法まへにとりたるさせて、
をぐませ給ひてぐ後につのはゝゝる惠心の僧都ろ
頭陀行せゝをゝをまに、京中ゝぞりていみぢを法
齋(トキ)をまゝうけつゝまゐりしゝて、ゝれ宮ゝいうるはゝく
金の法器(ゴキ)どもうゝせ給へゝまこのぐゝてはあまりゝんぐ
ゐゝとて、僧都をを食とぐめ給ひてを、

〔別〕今の入道道長

上手にをはゝまゝをゝろ宮遵子いさせ奉りて見

んとおぼゝるおゝゝせ給ふべを法消息ありけまぐま
ゐゝせ給へゝゐり、女房ゝちいでおわゝて見ゝやゝた
てまつゝせ給ふのけ物ゐ白ぐゐの枝ゝ金の大柑子(カウジ)を
十ばかりちゝて洲(ス)ざきに立られゐりけり、そゝ
をゝ入道どのハ大納言中宮の大夫ゝぐゃゝ、四条大納言(公任)
言まぐ宰相ゝてぞれはせゝ、うゝゝふ立給へり、入道
どのゝ三度のくぐりゝ四の矢のびをちぐめて射ゝせた
まへり、一度ゝ入道どのゝこのゝ矢あゝりぬ、大納言ぐの
二ちぐゝ射ゝぐゝ給ひつ、三度ゝ入道どのゝもゐ矢あ
ゐりぬ、大納言どのゝうゝやあゝりぬ、三度ゝ入道ゝの最(サイ)

初の矢あてうぬ大納言どのもちいその矢あてうぬ入
道殿矢ごのびて射つゞ心やたくはぼ〜えてうたさ矢いと
心うをいまちせ給ハずや侍りけんとづきぬ大納言
どもおとやうびて立ぬまへり宮し人くもこれ
をあてうらゞ心せうるらんとおぼ〜えて思ふ
ほどうり、おなじくあうるもその的のちかのもと
きめだうひぐきちる人くを宮もあさまと
おぼしたり、入道どの道長ぎもちくちふらふとて、
まげていでちせ給へど大進ちにだ〜ぬ〜とうや
〜て庭車にあてまいるをいろ〜のけ物をもて

まゐりて前庭にうゝにまぢ見このへらせ給ひてがち
てさうかけりをもをびゐまいりめやてをてて出ち
せ給ひぬさしバ術ちてまゐりてまゐりあきぢ宮
も人くも大納言をにくく給ふふやあちまく
心ちもたちぢりさるハ心ありていみどくおいる
後のうちもたるもちへるぢこの〜宮ちぢか
るわぎち給へるぢこの〜宮ちぢか
せらきくまバそもれ事にさちふ外を射ちち
ひつるぢ、この事にをあ〜びあ〜りて侍るあり、
めもいにも〜見えはへりてとぢ中給ひる、

今一ところのこ(誤)ん(子)君たち、花山院の内時の女院おて、四条
の宮ゝ尼ふてゝおはしましたりゝ、やがて后女院のひと
つゝゝ、ゝ男君、只今按察大納言の公任卿とゆふ小野
の宮の内ゝまごなるまバふやゝ、ゝ道すがらまつゝ、
よにたづゝうゝ心ふかくもれわびえおもたゝ内むす
めゝ、今の内大臣(教通)の北方にて、年ごろ多く公達う
ゝつゞけ給へまつるたゞ正月ゝゝ世給ひて、大納云
よろづをもゝゝびわびゝなげく事ゝのゝゝ、又を
とこ君二人ゝおもたる、左大辨宰頼の君ゝ、後上人
の中に心あゝ、ゝれゝどもよ手にておもたゝめり、母北方

いゝ、ゝあゝにおはしたるゝ、村上の御九宮(昭平)の内むすめ(多)
武峯入道少将(高光)まちをゝ君の内むすめ、ゝ、ゝ内大
臣殿のゝへをゝ辨の君ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、ゝ、
やむごとなゝ、ゝの大納言後に心の事一度ゝのゝま
へゝゝやゝいもうゝの四条の宮の后ゝたゝ世給ひて、
はゝめてゝうちへ入るまゝふゝ、西洞院のぼりにたり
まゝせゝで、東三條のまへをわゝゝ世給ふゝ、大入道後も
故女院(詮子)もむゝいゝゝおゝゝゝに、按察大納言後(アゼチ公任)
ゝ后の内せゝゝとにて、内ゝ心ちよゝくわゝゝさゝるまゝに、
内馬をひゝのへてゝゝ女院ゝいつの后ゝゝ給ふゝ、

とうちつんいまてのつまへりけるを、殿をはじめたてま
りて、そ氏ぞうやひうらびたれ〳〵しきどをとゝ宮
たはしませぞゐけるぞよそのへくもやくれくものゐ
ゐふうれとゐくゐゐまふ一条院位ゐつのせゐへぞまく
女院子后ゐたくせくゐひて内ゐ入ゐふよゐ氏大納言
殿の亮にてのうまつりゐへるゐ、出車よりあふぞを
ゐゐ出ゐてやゐ抱ゐゐんと、女房のさゐえけまぞ、
何事にゐてゐうちよりゐへるゐ、進の内位ふを
ゐゐいでゐ出いもうちのすはゐ氏后をいづくにう
たをゐると、答えかけゐりけるゐ、先年の事をた

もひたうれゐるりけり、みづのゐだよいのたゐくたゐえ
つゐゐをちれぞ、道理なくちりぬる身ゐさうとたゐえ
ゐゐどゐうのゐまひくれされぞ人ゐゐよりづふよくれ
ま弱ひぬまぞいなたふまてにてられ弱ゐびゐのゐ
内位氏ゐのれるにてやゐたき、ひゐゐせ入道殿の大井
川の逍遥せゐせ弱ひゐ、作文の船管絃の船和歌の
船をわゐうせたまひてゐ氏道ゐへたる人ゐをのせ
ゐせ弱ひゐ、ゐ氏大納言殿のまゐり弱へるを、入道殿、
ゐ氏大納言いづまの舟にのゐるべゐと氏ゐまゐす
まぞ、和歌のふねよのり位ゐんとのゐまひてよゐ弱へ

ふぐかし、

をぐら山あらしの風のさむけれどもこのにきたぬぬぐれき
やうけ殆へるうひありてあるそばゝあるちはらぐこうら
をのたまふまるる元、作文の舟にぐのるぐりけるに
るかぐるり社詩をつくりたるまゝこのぐ名のあがらん
らとゝひまさりなまゝくもちをこうりけるわざうれに
てを殿道長いづまにこのわをふこれ殆をせゝちうん、わきれ
ぐらるわぐりせられ小のるまふちるひをる
のすぐるだりあるにまりてこのくいづきのみちに
もぬけいで殆ひらんハふるへを佐らぬ事ちり、れ

こぐ永祚元年六月廿六日にうせ殆ひて、同月卅日贈正一
位ちり殆ふ、廉義公こぐ中けるさの杯こぐの佐す
忌かくちり、

一左大臣師尹（モロタダ）

此杯こぐ忠平の杯こぐの五郎小一條の杯ゆぐと少
え佐ひ殆ちり、佐母九条殿ち同ぐ、大臣の位まて三
条右大臣ち杯ちり殆ひて大将ゆけ殆ふ左大臣にう
つり殆ふこと、西宮殿（高明）の佐ちへくぶり殆ふ佐のそ
ち杯ちり、そ社事のこぐれそさの小一條の杯こぐ乃
いひいぐ殆へるこぐ世の人少え、さてう社年も

すぐさびうせ給ふちぐさそまうけめりしの、そ侍を
まうこぶにやはむ（芳子）侍めり、村上の御時の宣耀殿（センヤウデン）の女御の
ゐもをのしげうつくしうわたりうちへま
ゐり給ふとて、御車にゐてまつり給ひられぬわぐ
御身をのり給ひられど、御ぐしのすそは母屋（モヤ）の
はしらのもとにおぎわたる、ひとえだをうち
のそに紙をたきこめるいとをすちまこえ給
をびとぐやつうへゐめる御めぢのさしこ
ぐり給へらぶいぶぐらうたくわたるを、御門（カド）い
らかしくらもめの御せらをけ

るふるこの、
いきてのよにこの恋ものを御後のきはをかいせるをもをれりをん
侍る一女御
秋ふるさと紙だにうぐいすかいせる枝をれりをん
古今うこのべ侍せ給へり、ひとの世給ひてく御門うゐる
に本をこのくて、女御ふそ入せゐまいでやまでう
たそとある我はじめふくまへの句のいとだをれ
ふせうきつこはせ給ひられるて、いひゐごのへ給ふ
さいふさとぞにてを歌ゐてもちのうりかゐる
こちぐちてわとぶたをきたまひて、御装束一御手

あるひちかごろ讀經（ドクキヤウ）などゝねんごろに
入るゝおほ殿はらるゝみやのゝ御琴（サウ）の琴をめでたくあ
そばしらるゝを御心に入るゝをしへちかごろのおりふく
時めき給ふ冷泉院の御母后（安子）うせ給ひてこゝろ、
中ゝおぼしよわくおぼえおはしまう、故宮のいみじくめでまし
ましくやゆかしくぬきをきて
おぼゝしたりしうぞおもひいづるにいとほしくくや
しきをりとぞおぼしせらるゝ」式女御の御ものがた
り
永平八宮ゝて男みこうまれ給へり御のゝちうまれ給へる
よげうおはしましけれど御心はめゝるよれしきも

のとぐきゝ給ひ、世の中のゝ人もみかどの御ため
しまふるゝまで妻のみかどゝ舞のみかどゝ六
の國ゝて延喜天暦とゝ申めき、延喜とは醍醐（ダイゴ）
の先帝（センダイ）の御事、天暦とは村上の先帝の御事れ
ばそれみかどの御子ゝ小一条の大臣の御うまごに
ておはしまし給へりしかば、おやゝ御事ゝ
かゝ」ゝ紀母女御の御せうとゝ濟時（ナリトキ）の左大将とゝ申し、
長徳元年四月二十三日にうせ給ひしかば、
五十三ゝ大将ゝおはしまし給ひぬ
まづはゝくうせ給ひぬきわぶえまゝりておはり

名聞(ミヤウモン)にちぐ〳〵おぼせど、又人のあてまつりかふ
ふまでおぼせの世ゐひくらべでのひとやはせきせ
ゐちぬ、あまりやちゝき事ちりれ人ちどのまるる
るにをかくれんと乃せゐふまでちめり、むてのし
人をゐる事をよもてゐいはけまだそもまでのあり
さまをせきせゐふとぐ」かくやでゐいみどうさる
ろありとおぼし〳〵ほどよりハよし れ ぐを
ちてまへりとぐ、人にいそを者ゐふめりし法師(ホウシ)の八宮ホ、
大饗(キヤウ)せちせ奉り給ひて、上戸(ジヤウゴ)ゐ乃ひまぐ、人くる高そ
してあそばんちぐおぼして、ちるべき上達部ちを

上の法琴をゝへちせ給ひて、村
ひ給ひて、ちゝなくひ人ちのまふほどゐ、おのづから
ゐまもさの道の上手に人ちをれをはまゐまへり
を、おぼろげおてハ心よくちるし給らばざるべき
事のをりもせめてそのちまて、もひとり
ばかりかきあそせちぐ〳〵ちゐひ〳〵あまり
けにく〳〵人ちいそを給ひき人のゐてまつり
ゐるゐへなどいふ物を出まへの庭ふとりおのせ
給ひてよるを贄殿(ニヘ)ゐちを又をろ

く出るもみちもるこだちばかりなるものにこそ
めたせ給へとよくをしへさせ給ひけるこころうへ
ごろのやしくちまき給へまゐらせ給ひ親王の
大事にし給ふことなまじひ人々あまりまゐり給へり
しをたゞいちりかしはたまゐれかやけるはたしあはせ
ゐる日ちまでいとだに出給ふてまことにちるるあ
まつぐれぼしめいでゝ大将の方をあまつてびて
見やらせ給ふてめをくはせ給へゝ皮はをていを
あつくゐりてやくにもえうちいでは世給ひびゝ
をえわかせらまでおそにわびゆるやうにわごろく

しくあくこのうへへくのうへへきめれかゝるをもれ
ちぬばかりとりかゝらせ給ふてまゐりとまゐるる
上達部ゐちはしたの座まで〻あはせつゝえちぢめず
やありけんかほ寄きかはりつゝとりあへぬ事にい
とをつけていろだゐちぬるの入道殿長ちぢはこの座
上人まそおはしましたるかぢちまゐ事ゐるにて
よろもはらんぜざりけりたゞ人〻ぞいでい
給ふしをぞ見しとぞぜゝぐちをのかゐるにた
うとり給ふなる大将なるなにせんてこゐる事を世ち
せ寄てまつりて又ちのの給へともをしへ少えけんを、

くやしくおぼえて、ほいろを青くぬりてぐ、おはけ
るまことに親王をびもかよりたる人とちりやたまば、
人こゝろをゝそちりやちぐ、式殿をぞかくるほゝを
見るゝ、せめてゝくてあるべきたとゝゝぬる、こゝく
えぐゝれほゝありさまを、なのまゝの人に見せきこえ
ぬる事とそゝ、ぞやし、いえぐき心ある人と世た
ぼえおはせゝ人のゝちをゝれ辱ゝとり殿へるよ」
ゝれ殿のほゝ方にて、枇杷の大納言延光のほむ人あ
ぐおはせる、女君二所を道任為任ゝ君二人ぞおはせゝ女君ハ姉子
三条院の東宮にておはゝまゝをゝの女殿ゝ

宣耀殿とやていゝ時ゝおはまゝ、をゝと親王四所
女宮二人ゝまれ給へゝゝ、ほぐゝ、東宮位ゝつのせた
まひて、又の年長和元年四月廿八日后にゝゝ殿給
ひて皇后宮と申ス、又今一所の女君をゝ殿ゝ
せ給ひゝ、後成心わぐゝ、冷泉院の四のみこ、帥宮敦道
とやほらへゝて、二三年ばかりおはせゝ、ふぐゝ、
宮、和泉式部におぼゝうつりにゝ、ぞぼいなゝて
小一條院ゝうへらせ給ひゝ、後ゝのゝろきけバ心
えぬありさまゝなゝ、ゝのゝ殿にてゝうおはゝる
き、ゝ殿の殿おはゝて、ゝゝ給ふゝ皇后宮ゝれ

はゝきさの宮とぞいはせたまふ。このみこ敦明親王
として式部卿の宮とぞゞやゝ程ふ長和五年正月
二十九日三条院おりゐさせたまへばたゞいまの
せをしてこゝに式部卿の宮東宮にたゝせたまひ
ぬ年二十三にぞおはしだゝりあるこゝろ皆人おも
ゝしほどに院うせゐさせたまひてのち二年ばかり
ありて、いとのゝおはしめ、宮あちこちおはし、
をりよろこばるゝあそびちゝせをしてうるゝ
きゐありさまいかゝるべくいとのでかゝらでもあ
らばやゝをおはしちゝまして、皇后宮（娍子）にのくちゝんに

ぶえゐたるかゝやゝゐさせをしをいとのでかゝらぶふさもと
をおぶゐたんびるずべてあるさまゝくゐるまできこと
やゝのこいさめゝゐさせをしふるれおぶゝあまりて入道（道長）
殿ふゐ消息（セウ）あるゝれで、まゐるせをへるに法師ぶる
まこまやゝのにて、は位ゐうてゐぶ心やゝくてあるん
とれん思ひゐるれで少うめえゐさせをれぶゐらにくう
けゐるまゝはゝうぶ、ゐをこと条院の法すゐをたえねと
おぼゝれゝおきてゐさせをふの、いかゝあゐまゝく
うれゝきゐ事れゝり、かゝるゐ心のゐゝのせをふゐる
ゐさいと事ゐゝじ、故冷泉院のゐゝをゝけゐぶのれ

もはせたてまつるちなり、ちはやぶるめんべたぞと啓し
ゐまふり、ちぐたいもあり、出家（スケ）にかうるゐ
あんちゐんどのうまハすうり、ちまでわぶるめんゐす
ちうばいのぶはとこうもやちんうちに奏し侍り
てをとやちせ給ふをりにぶ侍まし、たいとのくち
らせ給ひにゐる侍て強うもつりまゐるせたまひて、
大宮にをうちたをもやちせ給ひ侍まぞいぶのぶハき
の世給ひんちゐうけうびの東宮にを式部卿（敦康）の宮
をとまうハれぶ、めんべゐれど故一条院のはのく
したぶうしうちなけまぞ、東宮う當帝（タウタイ）をたて

うてまゐるちりとおぶかせうれうぞこれもおれ
事ちりとおぶ、ちぶめて、寛仁元年丁巳八月五
日にうハ九さいうて三宮（敦良）東宮うゐ世給ひて、
別同月の廿三日ハつぼさうぶいふ太刀ハ内より
もてまゐりしの當帝位つの世給ひうぶずれ
ちち東宮にをまゐるべうをちるべきふやあ
まうんとかうちうておの手ハ内のをきめ殿ゐさ
うふぞこの、
同二年己未八月廿八日に侍ち十一にて侍え服せ侍せ
給ひしうぶきの東宮をぶ小一条院とやはぶまの東宮

のたまはせけり、のおぼえありしを、つひの御おやこれにも
ひきかへたる今の御ありさま、いとめでたき事なり
かの小一条院の御心とかくの世をすてさせ給ひし
をはじめとしまゐらせて、世はじまりてのちの東宮の位をさり
すてさせ給ふ事は、八九代ばかりにやなりぬら（五九）
ん。その中に法師東宮（早良）と申しけるこそはおはしけれ
ひとつのちに贈太上天皇と申て六十餘國にいはひ
すゑられさせ給へるは、いとかしこくてこそ。崇道
天皇とて官物のはつをまづたてまつらせ給ふめ
れ。この院のこれほどしくいらせ給へるをば、この殿（道長）下

の報の、かくやとはしまひしかされば、こそ、この文にか
くれし元方民部卿の霊のつかうまつりけるなりとい
へど、さのみはひとへにもはべるべきならず。ものの
御事どもは、さるべきにこそはおはしませ。そのはしりて侍まことに
しるしははかばかしくうけたまはりたる事どもは
契るものをとゞいへど、せつぎのはかりごとはべるさはりぬ
るとはいかでかうけたまはりはべらばや。ちかきひたし
事なるきはにもあらで、猶さきのまほしく侍るかなはふ。
興（ケウ）ありけれども、ひとあまり事のやうだいは、一条院
のおほしましけるなどをばあまりうせはせ給ひり

くるのちぞ、世の人はこの東宮の御方にをさ〳〵殿
上人なども参りてはあそびせさせ給ひもなし
うしつれ申人なども、おのづからつまぐりてまゐる
るかくれなくおぼしめされけるまゝに、心やりの
ましはありさまの事しげくふけゆくまで
おぼえさせ給ひけれど、三条院おはしましつる
このわたりは院の殿上人なども参りやはつのひと
ちかくまゐりこのよひなどはくらふ人めをしげく、
よろづげにちゝめはせてまゝを院うせおはしまし
ては、世の中もさみそろしくおぼつかなのゆきゝひ

もいのぶとみくわびしはしくふるまひふくちるよ
より、宮司(シヤツカサ)などぞふゞしもまゐりつかうまつらず
もの うくなりゆくなどぞいまして、げすの心にはいかにぞあ
らん、とおぼりけるのちのこともへても、朝ぎよめなどのつ
まつるものもなければ、庭のくさもしげりまさり
つゝ、はくのうじけちなれはすみぞのにておはしまし、
まれ〳〵、まゐりよる人は、せうしきこゆる事にて、
三宮(敦良)かくておはしませば、心ぐるしく殿(道長)も大宮(上東門院)を
おもひやはせ給ふらし、も内にをとく宮をいでた
はしまし、れぞいのぶあしんさあしめさきに東宮よ

ゐて奉らばや、とれんれんにおぼしせらるゝ所まぎれなく
ゝきこえさせ給ふべのなりちまのこゝやをまゝとたつね
あへばらめどべに事の所まもゝ所わぎゆま
じにれば、ゆやの世給ふ所ゝちハいとぶらゝた
ゐもたるやゝにおぼしめ所きて、ひゝぶるゝ
ゝきんよりハゝれゝやのたちまゝをおぼし給
すに、又高松明子のゝみゝげ殿まゐゝせゐまひて、
殿ちれやのにゐてれゝゐそまいらせ給ふべゝな
まゝて、きいの事ちまぎで、世の人ゝまゝ所ゝめや
を、皇后宮城子のせ給ひて、いゝぎゝよろゝばせ給ふ

を東宮ちいとゝまうるべたるれど所ぎよあゝだ、
いとゝぶ我ガもふ事えせぎ所ゝるほゝくてえあるまゝ
くおぼゝめ所きゝ所毎宮ゝちのゝちんた
もふやゝ少え所せゐまへたちなりやいおく
あるまゝぎ所ゝるりみゝゝげやのゝ所と
ゝきゝゝまゝれゝぎ所ゝみきゝえ所せ給ふめ、
所ゝゝゝおぼゝめゝようるまゝぎ事ゐりゝ少え
きせたまひて所めゝけのゐるゐりゝ所いのりゝも
せ所せ給へぎ所ゝにおぼゝめゝゝぎまゝぬ所の
ゝちをいゝのゝの世人も給ふけんゝゝゐんゝゝげ

どのまうらせあてまつり給へとも給はらえん所せ給はぬ
うちうりゐどいふ事、後の方にをきうゆきぞまうと
て所をわたくしゆるぎたてのはせぎいこのぐはんぐうう
んうぐわんぐはんさて東宮をつひてわたくしめしまち
ぬさてのちてみくしげ後の所事もいそんこ中く
うきそれぐのちかくんめどよまうのうぐまうまわたぐ
しちのしたん、不覚(ガリ)のうちやれ、
〔別〕つぼきうゐどの事ひてぎたとにあめり、故(頼忠)条
後ゐびくやさせ給ひしのぐをそうのくやや
まうて奉らせ所りしとうきそはぐうしのされ

も故院(三条)もちばきゐくふゆてぐをわてわはす
まいしうり、
皇后宮にをかくくもや所せ給はび、後の法の方のまうる、
殿(道長)うせうそこ少えうんとわたくしめして、むつまう
所るべ人をもよりまうるぐ、中宮の権大夫(能信)後の
わはまうの四条の坊門と西の洞院とそまぐちかぐ
のうそきばのうをたふ人よりはうやわたくしめ
よりけん蔵人ちにぐうを所つのひまうて、あうを
まうまうるせ給てくたうをわたくしもうけゐる
ちるまびわたぐちのせ給ひてちにてめしぐうをひ給

へぐやかたせ殿ふべたるすの所ふたこうこゃを、
きのきこゆる事こもふやとおぐせど、のせ殿ふこ
こそ所りこもせうあらじ、こうこげ殿の所事れ
らむとおぐいのふこもこいろひこいうこたた
もふべきこもれこうばおどろきちぐこまゐり
きふこうふべたをおぐこあれいやてちん所
ふこうふべたこやこさせたまひこく、まげ殿こまゐり
殿へり東宮よりきのくちんおぐせらきこうこる、
ややたせ殿へぐ殿もおどろのせ殿ひてちたこぐく
ちこむこおぐせこうきれぐこう、大夫殿こおちるぐこや

みこうおぐここよこきこるまきこたこうこげ殿の所ふ
のこうまはせんをいちこびやたせ所ちんもびんちこ、まゐり殿
ひちるぐ、又所ちこうこあやこここうこちきあこうせ奉るべ殿
ちこうず、又きこちる世ふんのやれるやこうこ東宮ち
うせ殿はんの所おもひのるべたちこびこそおぐせど、
こうぐこめ所んこうこいふこうぐかまゐこぐこあこうむいち
ふをの殿こせんこうこ殘きこくべたちこり、こやこさせ殿
へぐこまゐこせ殿ふはぐこうこ日もこれぬ陣に左大顯光
殿の所事やぐせんぐこものあるをこうまのむぐこうこと
おぐこせぐこのへこうせ殿ふべたちこうばこ殿こにのぐこうせ

殺ひて、まゐりゐるよし啓せたりせよと、蔵人にのさ
まはまぞ、おらい屋の内まへ、ちかくはせあまへだ、
今ハえ知んやうもなきぬらゆえ、ちかくるなごゑんま
ときさせ給ふよ、庭の草もいとふかく、殿よのありさま
を、東宮のおはしまいたるそこえ、あさましうかな
ぶけちぶれり、おらい屋いで給ひて、のくとけいすれば
あさがまひのかうにいでたせ給ひて、あまびま
ゐり給へりいとちかくさもとおらせ給ひて、もち
せらるゝ事ども、あれいきるをはぶらうおら
うきどいたとぶてきゝゆべたるのあるを、法こへの

顯光

きべれくのちおれてちこのれなだたようにもを
思ひてせうそこ、答えつるれそれむはこのそて
伝るおろハ本意あるおとゝ、おもひ故院のおおらせ
給へる事をゐるがへたてまつらんもかゝるてはぶ
のり思ハぬ、あらねどいのくてなるるん思ひで
くるて、たゝふのくもおれだゆゆ内れ内ゆくれ急
いとはるこのうをれせさせ給ふいけそなくては
うれきせういのもも言ぶるぶてこのありさまぶき
てゝうて、まうせておとれをもゝ拙まゝでもに
やいくのふてちんあらまるを、むぶてをもろ

東宮ゐてあらんハ見ぐるしうるべくちゐん院號ゐま
はりてゆゝしう受領(スリヤウ)ちゐなりてれんあらまほしき
をいのれるべたゝとにのゝつゐへきさうえらまゝよどれ
ゐせらまくれバのゝうまりてまこのでちせうまひぬ、
そゝれ殿(道長)をふけまゐれバつゝめてぐ殿ゐまゐらせ給
へるにうゝへまゐらせ給ほんさてゐ裝束のほゞれ
まぞえゐゐちせ給ゐ大このうゝたをゐゐまゐる
ぐたくくちゝぬいでちせ給ゐんゐ見参(サン)せんどれ
ゐくまゐりつゞひて拙ちわゞゝれバ御車に奉
ゐたはゝまちんゐゐゐゐそれゐど寝殿

のきゝのまのかゐ欄ゐよりうゐてゐちせ給へゐをゐ
源民部卿(俊賢)よりおそしてなどかくてゐおはゝまんど
きゝこえさせ給へぞゐゐれ後ゐをこのくゝ安ゆべれ事ゐも
あゝ祢ぞゐちゐくの事のあるを人くのちゐへハえ
ゆさぬちゐ、このゝまハゐるゐ出けゝきゐちゐゐり
てゐの殿もおゝゐゐれゐまゐ
ゐゐうあれまたゞゝくきゝのせゐめてまつゝせ給へ内ふ
まゐゝせ給ひちぞゐゐゝぐ人がちにてえゆさせ給ハ
じゝとゐのまバげふゝおゞゝてゐはゝまんのゐゐま
ゐり給へまぞゐちゐんゝと出仏えさせ給ひでゐゝ

のまに出させ給ひて、東宮ふまゐつるかぜとハせ給へぐいよべの由消息とはしくやさせ給ふにぞ
らちりやおろのりおぐしめちんやをおしてた
ろしたてまつる事をはぐのりおぐめ
つるりかゝる事のいできぬる由よろこびちゐ
ぢきせぐまづいみじこのりける大宮（上東門院）の御宿世（スグセ）ち
ちとおぐしめ民部卿殿下申あはせさせ給
へぐらゐぐかゝせさせ給ふべたちりちたこの
よ九日をとゝはせ給ふ人ものびぐおぐ
のへしてぢらでありれんとあらんをぐいのぐを
せさせ給ふんとヤさせ給へぐ侍る事とおぐし
て侍らるみ侍らむぐるに仁ふもあしき日ゐも
あしざりけすやぐて閑白殿（頼通）もまゐるせ給へる
ぐぐふてとゝかゝそのしやさせゐまふ
まづいのたを大宮ヤさうハかてらちる
おはすまぐらどちまぐるせ給ひてのくれ
んとちのせてまつらせたまへぐまして女ろ
侍ゐいのぶハおぐめきれんそれようぞ東
宮ヤまゐるせ給ふかゝヤ事ハ寛仁元年八月
六日の事ちり侍ふぐもゐ殿ぐゝまる例を侍ゐ

りにまゐり給ふ上達部殿上人ひきぐせさせ給
へまぎれかたきちくひぐちにておはま
ばをまもつけさせ給へる宮のはかまをぬぎと
もにくしまぐろはうおぐしめされんの、
さくろをもくぬ人をばゆまゐるをよる人だふれき
ゝきの三位の中将能信殿のまゐり給へりしだう
あやしくわりふり、又今日のくわびあしく賀
茂まうでをぐれやうの、ぬきもの、おもとおぐろく
しくひぐれてまゐる世給へるをいのれる事ぐ
とあちらにきくよろ程のもれをみく

しげ後のはるやさせ給ふちがあり、どれをふはは
も似つのはしやむぐにおもひやりれきをみも
のゝ又我くろくろかゝるまゝ、内のいうにはは
まばぐなどまでかくるさわぎあへりけるさう、あ
さまゝゆしくれ母宮だふえをくせ給ばざり
くりかくこの後方ゝ抱きわぎきをいのれるる
ぐくあやしくわぐしてあるいやさせたまへば、
きいの女房ゝまゐるみちをかくめはせをひて
くり、殿ふをくぐろわぐしめつる事ちぐさま
うにきくえんとかくろづよくわぐしめつまぐは

たちにちりぬるをりハいくのうりちりぬる事ぞ、ち
ぬぐり出心ちまぐせ孫ひぬむのひゝえさせ孫ひ
てハ、方〻に狂せ〻を孫ひりくるにやゝめぐきの
ふのおちまぐ出まに、伊〻さとひくられりおかせら
るゝ出このへりハ出まくをいくのにのくはおぐし矣
しまりぬるぐ、ちぐやゝにやゝさせ孫ひくんのう
ち出けしちのくちぐるゝ〻をこのつを見ゆてまつ
ちせ孫ひてひくゝおりのぐりせ孫ひて出くだけふ
よれ日ちりとて院ちちゝあてまつゝせたまひく、
やぐて事ぐもはぐめ出せ孫ひくよくげのくを

きぐめおをれを世孫ふ判宮代ハ宮つの出ぐも蔵人な
とゝうくるぐおくりあゝぐ別當ふを中宮の権太夫(維信)をれ
をまつ門を孫へまぐおりて拜ゝやさせ孫ふ事ぐ
む出ぐまりはてぬまぐ、いぐ出せ孫ひぬいやあゝまふ
侍りける事ゝ殿のまぐ出ふはせ孫ひくる時母宮
の出のくまりいぐのくふくまりたづまゆりたるに
このおくゝり出後ぐるを出ゝぬゝきにくいるあ
やゝげちるひぐくゝたる女房のくれくくいるま
うくはせ出せ孫へるぐやゝくゝ、ものはりてやつるれん、
あゝまにて又をのくゝりとくゝおくせゝきれ勅

使ふたまとしえゐ
てハのにていのにせ
ゐまつひらめ、ぢぞかりの
そうんやそ、火ゐまゐや陣
さうう、えゐへびちのびねち
皇后宮（城子）すま川の女（えゐ子）御殿ちぶやうぢ
むはまんぢ仏ぢていのばうりむぶ
と、ねぶえ位ま世のちの女人ぼりうはの女御殿
の

やねちでたちのふるべ
ちでいの歌よこ殿へりちぶやいうぢちにのもを
むふゆきいふこはのりれるに和歌のこもむぶ
ようづこのちぢいこるの中をむのづのこの
にをむぶえ位せ殿ふやこもありけめぐ人のきこ
つこふるばのりいふのぐありけんといへぞむきち
ぶふこまいぢる事に位きぐむのもいまもいこ
じきさとををこのこる事いとむくさこをえ
位りこのこて位めく」さていのれるるみの東宮位
せめおこりたてまつりぢひても又位むこにりた
こまつこせ殿ふうぢこもてこのづきたこてまつこせたまふ

ほたのりさまをかぐらまゐせ給ふばかりなりて
うきまいえ仕るまゝうれもゝまゐるをりハたばん
ごころにおもゝしまゝて仕ぐゐいやばんちゞまで手づ
かゝのだを世給ふちゝにをもゝしろこつちんまゐる
らせ給ひたる仕障ゐぐるまでもておもゝしまして女
房ゐたまハせ殿よにぐぶんたるもゝそひてよ
のるべれさまたをゝへちゞ仕ハ仕本意よりを
あるまゝゐぐり」さのきはゝ故式部卿敦康の宮の仕事あ
まらりこいゝまでもそゝぐゐりちゝにゆゑあるさと
にをあらちゝにむこのゝのゝをぐをゝ仕まをはゝ

まゝ人の仕ゝ仕ゝ便ちゝをゝりかゝなりて式
卿の宮と申ハ故一条院の一ゐみゝゝはまゝ人ゝの
宮をゝゝゝだゐ帥の宮と申ゝを小一条院の式部
卿ゐゝゝはまゝが東宮にたゝ世給ひてあゝで
さゐゐゝゝゝをゝのゝ世給ひて式部卿の宮ゝゝ申
ゝゝゝかゝゝゝのたゝびの春宮にもゝづき給ひて、
おゝゝゝなげきゝほゝにうせたまひゝゐゐゐ又ゐゐ
小一条院の仕さゝつぎの二のゝゝや敦儀の親王をゝゝ
ゝ式部卿ゝゝゝ申めき又つぎの三の宮敦平の親王を
中務の宮ゝ申仕ぎの四宮師明親王ゝ申仕ゝ仕ちく

より出家して、仁和寺僧正(濟信)の所のしづの物にて侍はし
ましめり、院宮ゐまつりの所いまもの女宮達二人ひとつこ
ろハやどりて三条院の御時の齋宮にてくだらせ給ひな
しをのぶらせたまひてくのもとあらこ位道雅の君にも
ゐまらせ給ひふれ給ぬ、三条院も御ちやうのをりいを
あさはしき事にはぶ〜ちるげきてあまにちらせ
ゐまひまれいま一所の女宮をはしまし(是ハ大二条殿北方)小一
條(濟時)大将の御ひめ(城子)君ちうハゐぶ今ハ皇后宮ゆやつ
るハ、三条院の御時ゝ后に立奉らんとおぼしるゝ
ゝちよりてハ大納言のむすめゝ后にゐ例

ちさのりけまそ御父の大納言小一条の大将を、贈太政大
臣ふちなりておうハ后ゝゐて御せ給ひてゝゝ御き
ぞ皇后宮いかめでたくおはしましめり、御せう
と一人ゝ侍従(相任)入道いまひとゝ大蔵卿通任の
君ゝゝゝおはしめき、又伊豫の入道(為任)もゝれぞかし」今
一ゝゝゝの女君ゝいかはるぶ〜くゝゝゝゝ侍あ
ゝ御まにておはしゐる大将のゝゝ侍へりけ
る處分(ソウブン)の所領あふゝにありけるを、ゝゝゝれけ
きバすべゝやうゝゝて、かばのりゝゝりぬまでも
のゝはげのゝ御をゝゝまびやおゐゐゝかゝ

より出堂にまゐり給ひて、うきへやゝゐまうしゝを
かゝよ殿のおまへを阿彌陀堂の佛の出まうへにおんど
ゆしておはしまして、おいらくふけよりれで出脇豆
によりかゝりて、ゐたゝせゐまへゝりいぬふ
せぎのもとに人のげそひのきりれであやゝこおだし
めしたゝり、女のけそひすて、きのびやのに抱ゝ出ふ
らはんとゝを出ひぎみゝこのとおだゝめしよあま
ゝびゝ彩りぬまゝびまゝふもりけまをおぼめ
していかゝあやゝくハあまゝびゐあぞあれをかゝいせ
ゐまふゝ出のゝくの人ゝゝゝやべれる出ふゝひゝく

まゐりたゝれり、ゝゝ孫ひひれだいおゝくなのまの
くそおだゝめせぎあゝくおだせらまんも出ぶぐ
ゝいゝ屋ゝくなたゝゝぐゝかゝせ給ひれれ
たゝまきゝゝめゐるゝに出ふらんかゝ
ていゝゝれありさまゝまくのゝゝゝたまふにいゝゝの
ゝまきゝおだゝめて出ゝりみをれゝゐる
事ゝりいかゝふぐんゝるゝゝあれまゝいま
ゝのゝまぎよゝいゝゝかゝせんのくいま
ゝゐるいゝあるはぎゝるゝりゝ人ゝゝゝゝいゝ
せゐまはんゝくのへゝまゝゝれだ、

ちさうを返すくもおもひ殺へたまぎで、やつぐべた
人のちらるちふらはひだ、ちりとてなのはまきとる
仰事ちふくひちんどおもひたまへてまゐりちふ
らひちぢくをいみじうたくまくちふくひつるま、
のくおかせらるるまやるのうれくうれくちふち
ふとて、手洗すりて外くけそひて、ゆきとあられ
にをおぶしめされて、殿もちの世殺ひてたり、出殺
ふみもちに南大門ていくるゐる中をおはしたれば、
ちたにぢしのめ（經任）のひきうぶめらまたるうち、いを
不愛の事ちりやのもちに殿もきての世殺ひたれば、

いくぐうむづのうせ殺ひて、いかんひさうちたのうて
まりまていまちたぎてちうきのとおろをれぐく
論あるまじくおの人の市領まてあるぐもよりおか
せくぐちまきうけまぢ、をかよりをいとちてうかう
領じ殺ふきはめてふとよりちばのうてれちん
ふたもかもたぢをちでありれんこのしおくや殺
へるいかよりおこをくふくもちくかめ男えうとうゆく
うおぶえちまうら大門まてとうへるまうしを式
部太夫源政成ぢのちうちまるり、

〔別〕ちぢのり優（イウ）ておはしたんち殺ふそぢて

大鏡巻之三終

大鏡巻之四目録

九條右大臣　師輔

一 右大臣師輔
大のおとゝぐ忠平のおとゝぐの三郎君、母右大臣源能有
の女むすめいとゆゑる九条殿うまれたまへり、公卿まて廿
六年大臣の位にゐる十四年ぞおはしまし、
〔別〕天徳四年五月二日出家せさせ給ひ、九年五十
三ゐる、
ゐるうまれ給ひ東宮又四五宮を見たてまつりまて、
このゝち殿ひらんきたまへてくもちをしき事ぞゆい
ゐやうまゝ六十にをゆるゝせ給ねぞゆくゑゐる
るのにゆゑのしるるすれるべきにてとゝのつぎ

せめて侍やくもをうて殘うもてあつかひそれ殿乃
侍公達十二人侍女六人ぐにはせ〜第一の侍むにめもむう
かうち先帝の侍時の女房にはかうのうやにさふろの中
うにうらうてめでうくにはまき、

〔別〕天德二年十二月二十六日后うたうせ給ふ皇后宮く
やきぶとう三十三

みくのどのさいそ女房ろいみどうにはきやうせ給ひ
きありがうそ侍事をを奏せうせたまうをばいちびい
きせ給ふべうをあうばをにうり、いはんせ自餘の事をば
やべたるうばすう侍うろ侍ぐれく侍抱ううみる

どもせ侍せ給ふやうにぐ、世それ人ういそをにはまま
〜侍門をを侍ふふうべやう侍せうまひていくのれる
事のありけるをうにのゆふ侍うわううせにはま
まうありたうを侍かうをたくの世給ひたうきぐ、
あけうせ給ハざりけきばゆもわづうそせ給ひて、
女房にうぐにのけぬぐとやうをなにぐ〜のめ（守正）の
ううハ殿〜たうぐの侍ようもうりにくせうきき
うれぐあそうるとまうやあうくかうこん給
ひうれぐ、侍うぐそのうをみるうをきてぐそ
ぐのうをもけをあもうるうを人のうをひ〜れぐ、

よりてかくとのゝまうひたまはんとのゝくも
せでいんでくわゝひたまはんだまゐりてあるつるや
うを奏したまはんだ市門をもちまいらせたまひく
例のこゝろゝとおかせたまひてゞこのへりわゝらせ
たまはしまいらる此ゝ伊勢の前司資國ゞの
おんだちの」藤つぼ弘徽殿をもうへの御つぼとも
ほゞをもくもちのおんふぢつぼの方ハ小一條
の女御芳子弘徽殿の方ハ此后安子のゞ宮てたまはま
しあへるをいとやすのうらびたまはゞしめて、えや
しづんでうくたまはしまいらん中へぶてのうべ

ゝあれをたのけてゞそのせゝめまうひたまうゝ女御
の御ゝのうちもいとうつくしうめでゝたまはし
まいらんだうべ時めくゝさいそありけまゝ御ら
んびゝるゝいふぶさいゝやまいくちゝせ給ひて、
あれよりとほるばゝのものはゝけの月ゝて、
うゝせ給へゝりけまゝで市門のたまはまいらゞに
てゝまゝゝのりにそえたへ市せ給をびむづのり
たまはまいてかゝやゝの事ハ女房ハえせゞ伊
尹義通兼家ちゞがいひをほいてせ市ゝるな
ちゝんゞたまはせゝられて殿よゝ市ふゝを世

孫ふほどがりけまで、三とさうろちまでのらかしてま
らせ給へまつりこのぞ、そ社をりて石いはぶなか
ばりはらたつせたまひてこうろうせたまへと
や申せゑまへまぞがらもふりさの事ちうんと
がらぶしめて、ゑうろうせ給ハぬをゑびくちうか
ちうふと申せうろうこありけまで、ゑうろうびぞいと
ぞさうろむづのうめとがらそうくいふほしくれ
ぼしめしゑがはまつゑうちいのでうる
るゑハせうせ給ひたうぞいみどかうん申の申ま
のつうありとゑさ人うをびがぼしゆうんべをな

りいたんやまうづかうぞまうてこのくせうせたま
ふうをいかあ申まつくゑ仏うをうりたうぶいまめ
しこのへせとや申せ給ひ仏ぞいのでこのゑぶい
まそゆうを申んがらぞうこうぞうをうりかや
きさうえ申せ給ひうるをうりうるべを事ちう
びかせめや申せ給ひ仏ぞ申ぞてこのへうり
わうこうせ給ふをがはまつまりをぞいゑぶいまも
ゆうを申せゑまはぞ、ぞうをれうふて我めせうて、袖を
うこうへゑてまいゑてゑて奉らせ給ふぞりけまで、
いこのぞうをせんとがぼしめしてぞ申方て職事(シキジ)めし

てゞまゐるべきよしの宣旨くだされ給ふ
きのふにてあるべきやうなる事ども
きこえ侍るこのゆゑおぼろけの事
くゝのたまへるゆゑ
あるまじくてあるべきにもあらず
侍るへりみあり、ゆゝしへの女房
のけ侍なさけあり、侍らやびきこのはさせ給ふ
外ゝあまりせ給ひぬる時の侍
やいのぶはまりんざ小一条の女房
侍のまゐめでたくおぼゆるに

ゐたぎゝる我もくの出たりかゝる事も
あるにはいとゝそれもゝ仏ぞくふをよゝぬるに
やれうやうの事までゐやゝ侍ゐのたゞけな
し山たゝる殿よゝ女房侍るまでも女官までゐる
ゐたをりゐとゝふをせさせ給ひのるをり
もかたゝしびゝんびゝ侍たゝ
んゞ入てのへりゝんさせ給ふまゐて侍はゝゝ
ゐるゝをばさゝゝゐるゝ侍はゝをぞおやのやゝにゝの
ゝゝさせ給ひ侍おゝゝをぞゐゐゝゝはゞゝ
給ふ侍仏おきてゞや侍まゐゝゐおはまたり

しかるにわりなきいひちぎりの、みかみせのいまだこころを
をさまつぶるまでまつりてをしみのれ　びやーう、
市門よりつぼのまつり事をぞ申えさせあそせあ
せさせるまひらをうりいくのたえちぎりきとある
べきをぞちぎりほさせるまひよりうびうちりぬ
べき事をば、そのこのーやーさせ給ひ、れのづの
れらやけきうめて、おーりぬべきるちぐ
人のやーをぞ、ちうりいぐうせるまはびかう
やうの市仏れもむけれありかうくれはませぞ
市祈ぐもちりてなぐくち市のえれをーまれふそ

あべうめを、冷泉院圓融院為平の式部卿の宮くゝ女宮
四人の市母后りて、又ちうびちくれはまきゝみ
のぐ東宮ゝやゝ、代々の関白攝政ゝやゝをれらくそ
ゐぐこの九条殿のひゝうんだうれはまるり、
をゝゝ宮ゝゝちの市ありちまる代ゝの市門の法
事ちれぞこのへ殿くゝ又ちいこのぐちやゝ代ゝん」式后安子
のゝをゝゝにを式部卿の宮為平ゝゝ八冷泉院の市法
ぐゝり、まげ東宮にをゐちたまべをゝ西宮殿高明
の市むゝりてれはまんうゝ宮より市れゝのつぎの守平
宮ゝひきゝれさせ給へるほどれどの事ぐいと

いらぐく侍りしそれゆゑ式部卿の宮（ミカド）門ゐ
るゐちせ殿ひちぐで西宮殿の侍ぞうに世の中う
つりて源氏の侍ぞうのえうちりぬべくなれぐで侍をぞう
ゐちの侍まーひふてのく非道ゐ侍れうをぞひ
きうーゃちせたてまつーせ殿へうぐかーー世の中
ふを宮ぞ中にを殿ばーのれぼーーのまへくうを
ぐいうぐーのはちうん次第のまーにうりと式部
卿の宮ぞ侍ぞうをれうひ中たりーーにうのう
若宮（圓融院）侍ぐーーのいけづり殿へちぐ侍めぞたちう
れぞせうまて大入道（兼家）殿侍車にうちのせたてま

侍ぞて北の陣よりちんれはまーにうれぐーう
をつうへうけゐまはりーーの侍ぞで道理あるべき侍
うぞ人ゐちぞいのぐうれぐれんぞぞうう
宮ゐちあまるれぞせーのぐうーもあれ威
儀のうをちへせぞ殿へりーよ見殿へまうる
人をたのぞまれる事にうゃけぞぞれぐ西
宮殿ちぐの侍ゐちゐるいのぐれぐーにうをぞう
うーいぞれぞうーくのれーれ侍事ぐもいでを
にーのぞいのやうにゃもゃうーいをくうをれう
うちりやかくやうの事ハ人ちのにて下臈のゃに

いふこのうぢがけちゑ、こぐめたふこひちゑんたまぐ
ちゑほ見れちゑぐうふあいのあておぐえたふこふ
にや」武部卿の宮我待身のうちきーうほいな
きをおぐーうぐふきてもおはまたでちゑほ
すゑの世ーゑ花山院の法門を冷泉院のみこにおを
ーませぐ、法をひぐかーうれ法時て法むひゑん
ゑてまつり移ひて、法みぐのうゑ法ねてまる
りちゑぐーゑまひたうこうたうでゑありぬ
べたれと世の人もいみぐうこもりやけのさりを
ても法つぐたちぐれおはまたぐたいへの法たい

のこのれふべうりけるもゑゆべおてて法門出家ー
ゑまひちゑぐせさせ移ひてのちゑ又これいまてい小
野宮の左大臣実資殿の北方てちゑせ移へりーよいを
あやーこうてーたる事ぐれぐのーそれ女法殿ふ
ゑ道信中将の君を法せうこうきこえ移ひたる
てうきそたちをちうて、ゑれおぐうーまゑり移
ひうーたれを中将きうこの中移ふぐこの
嘆さたいのはうかえおゆうん移ゑ身にむ心ちうたまき
いまに人のうちうおりゑる歌てて法るゑりまま
うゑ武部卿の宮為平ゑ、世にあそせゑまへるかひある

をり、一度おはしましあるべき所、日のひぞくの、所
おはしましに皇子あまたをいまぐをたちつくおはしま
てのぶらやおはしまされ、おはしまされ、世
おぼえ門のかどもてちりもさとにおりもいやさせ
村上
ゐまへるあまりて、そなた日ごろいたさもなく上達部
殿上人ちかなく狩裝束馬くらまで、内裏のうちにめ
しへくたらんびくそまるべき事とさういはうけ
給をきゐあるべきをもたれもてる布衣のもちち
うまゐる事をかしこそ其の時をこうる事の
侍りけるうーやおはしまるいみじうあり一日の見物で

す一物見車ハ大宮のほりに所やを侍まーやよ、
ちばのりみるうちうさの世をえたちあるをとと
のばらのろまひくるをおはわる事ハつよ
ちりふぢたぶのくへの所つぼねーつをえをい
ちぬるもち出ぐるわぐさをれくさぶきいでゝ后の宮う
ちのたまへるぐたーちるびいうすれをもちーおを
ーまーてたらんぜーよたまへをおまーちうたふ
きぬべたゐもちせーどもたうをの給ひをを又をれち
うかをおぶだをを宮の出車十ばのうひきづけて
ゐてうたりーこのぐ一町のるのてをあうりうを人を

うけらべ、瀧口ちかつねの法師（ゴゼン）の前ども、てうりこの
へちせるまへをとおりけるに、ちるべきたちばなの
あをばかりにふきわたるはるかぜ、はらはらとせきこめたあへり
しきそくこもれどよりてくみどころ（気色）
う見ゆるしらべ、車のきめのいろをきへかさ
ねるうらぞあさまし、たちばなは「ちてこそ花はなれ
れはまさしく女宮一所ハいとはるかくらせ給ひ
みこ（輔子）がかし、又女七の宮とて、故物のけさうとうせ
給ひしまれ九宮を今入道一品宮とて三条にれはす
まーきうせ給ひて十餘年にやなりぬら

んうみれき奉らせ給まひしたびの十社宮ぐうを、
今の齋院ぐれはまさいけきの宮世よれをくれハ
しませどさまをかえにうだきれくよにひさしく
ゐるもれはまさひ、ゐぐうれ社一まぢのかくれ
うえ給ふべたうぐ見申ハ、
〔別〕市門ゐびくうせ給へぐうれ齋院ちうぐき
ちくれはまさそれを加茂の明神のうけゐま
へきぐのうちたちくれはまさちり、
昔の齋宮齋院ハ佛經ちぐれ事ちいませたまひしきぐ、
七宮にそ佛法さへあぐめ給ひて、朝ぐとれ社（ゴネン）念誦（ズ）のうせ

ゐまはべらのうハらに此寺のくるまのうしにたびぶん
く布施をこうむらせたまふ事いふかぎりより神
人ゝなら世ゝをひていくのでつる事をおぐしめより
りんさおぐえ申ふらふえ、賀茂のまつり社日一条の松
ぢりそこらあつまりたる人されぐのこゝろ仏と
ちりんとちのはせたまひりんこうちのほあさまく
ゆきさりて又現世の法栄花をこゝへ申せ給
ぬらを法禊よりはじめ三箇日の作法出車ちぐの
めぐら申をおぐのこと申さまのいはいにらくく
くおはしまゝゐるで」今の関白殿兵衛佐ゝ法

禊ゝ法前せさせ給へまゝにおゐを申ちくおはし
ませぐきいそ本院ゝこのへらせ給ひて人ゝに禄な
どを給ハらるをおまそ川原よりいで申せ給ひ
このぐおもひのけぬ法事ゝてはる法心まゝけを
なゝりけまぐ法まへにめおりて法ゐいめちぐ
せ申せ給ひてゐめてまつりけるこゝろ
ぎをぐこのげけ奉らせ給ひる、入道殿きゝたま
まひていふをこゝくるもちゐへられ禄ちゝうんも
便ちくこゝにやり給ゝうんもほぐへぬぐけまぐこゝわ
きたるもまを見せ給ふちぬめり、えせもけをえおもひ

ようでこの、そぞやうにせゝらるゝ」とて當代や（後一条 後朱雀）
宮ちやのまゝ宮たちたてれはまゝ、時まつり
見へせたてまつらせらるゝ。ちさきのまへすださ
せたまふほゝ、殿のうちひしらう二所ちやのうちまま
ゐらせらるゝ。ひてきこやたちみめてまつらせらへと
ゆさせらるゝまへ、ちうこのうへのこゝろ、あらいろ
の清あふぎのつまを、ちいでちせらへりけり。殿
をはゝめたてまいてちやうこゝろばせめでゝく
おをひる殿ちりやかゝるまつりをゝんせらるゝ。い
ゝでかをゝたてまつらせらんとゝまつりを

ゝゝはうのんゝ、ゐてまつらせらるゝ。されて齋院
より大宮ゝ、ちゝゝえちせらへる。
ひうりをるゝのふひのゝをゝえてよりうゝつゝけ嬉うゝ
ちゝのゝ
ゐちゝゝ二条殿ゝに、ゐふゝくあひや神ゐるちゝらん
ゝにゝもかゐ明神ちゝゝけゐてまつりらへきゝゝこ
そそ、二代までゝちつゝゐちのえちせゐまふゝらん
ちゝゝ事いゝをゝのゝうせちせゐまつへりゝ世の
ひゝやゝに前帥（隆家）殿のゝゝ追従（ツイシヤウ）ふのゐ老ゝゝ
うれあれあいきやゝうれゝゝ中らひゝる」まゝゝ

き内子いの宮式内おくの中の君を、重明式部卿の宮の北方にてぞおはせし。そは親王を村上の御そくとうとおはしまくに宮のうへ御ぐしのをりは、抱こんせ給ひてまいりにとて、后のむかへ奉てまゐるこまいぶ、しのびつまゐり給ふに、御門かのそうし御らんじていとうつくしおはしまくるをいかいろ御心ぐせよて宮にのうれん出てあれどもて、せめや内せ給へど、二度もてびぐかましゆるゝ中内せ給ひてなり、内てのもち給ふうるをうよはせ給ふげもるる内けしきもれど内のうへいのごもをやおぼし給へん后内うぬことぐにうれのうる内まにたをれぐうるのたをえつうりあへさせ給ふざめるなるうり、まゝてはまるよてふうてよりハ、心づもちるをおぼしめぬべくれど内あり、をひろうこのうり又給ふ内うるのふこの内うへの内めきにうるたであまびちぐうにいうをいでぐすぐ内せ給ひるうるいをうでけるうれきを車ちまれ」、さて后の宮もう世おはすまゝのもて、式部卿の宮をうせ給まひて、みのぐわうちるさひゝとおぐゝまき

ぞめ、こりてゐこぐく時めの侍せ殿ひて、貞觀殿
の内侍のかゝとぐ申し、世ゝ、ちくれぐえれ
ゝて、こと女房宮仕ぐゝろゝのみ殿ひ、ゝぐ
のひちゝりけりかまにつけてを九条殿の侍さい
ゝひこぐ人ゝけるゝ、又三君を西宮殿（高明）の心方ゝて
れゝせゝを侍ふうみゝてう世殿ひにゝ、ぐよゝて人ハ
君ゝゝ侍ふめえあゝりれんゝて、まゝ侍れゝ
の五ゝあゝゝ世殿ふあい君ゝ中ゝうゝ世殿ひ
ゝき四君ゝゝくゝ世殿ひゝき、六君を冷泉院の東
宮ゝれはゝまゝにまゝゝ世殿ひゝぐ、女君ゝ

ゝゝれのくれはまゝふをゝい君ゝゝゝ十一人
の侍ゝゝゝ、五人を大政太臣ゝれゝ世殿へゝ、それあ
ゝまゝくれぐゝゝゝ侍ゝいゝひゝりかゝ、それ
侍ふこのゝ、右兵衛督忠君、又北野の三位遠度、又大藏卿
遠量、多武峯入道少将（高光）君ゝゝ、又法師ふてゝ飯室乃
権僧正（慈忍）、いゝの禪林寺の僧正（深覚）ゝぐゝ、ゝれはゝ侍
めゝ、法師といへぐゝよゝ中の一の験者（ゲンザ）にゝ、佛のぐゝ
くゝれゝやけゝゝゝあゝゝぐゝさぬ人ゝゝ、又
北野の三位の侍ふゝ尋空律師、朝源律師ゝぐゝゝ、又大
藏卿（遠量）の侍女ゝ、あはゝぐゝ小方、いゝの左衛門の（兼隆）の

このはゝへさの侍ぞうかやうにうれたはまたはよ、
ゐふのこゝねの少將の出家志給へるほどそいのう
あそまにをやたゝこゝもたまぐ〳〵なる事どもの侍を
〳〵のそなるのにをみのどゝ此清息つのはゝゐまゝ
こゝろ、れぐろげなる〳〵びに侍こゝもやみぐれ給ひけ
んどこのゝでけなくうけゐまゝりし、
こゝよりまゝやへたつれる山のよるの水ハすみよかるらん
侍のへゝ
こゝへのものみあるうこゝひこそまのやへゐの山ゐ侍みぐし
はゝめそ横川ゝれはゝゝ恨ゝ多武峯にそいませ給

ひきいるへみどくゐりしたるぐかゝ侍をぐをろれ
ゐ九条殿后の宮ゐぐゝせれはまゝて恨のゝゐり、」
此右馬の顯信かゝの殿の出家こゝ於やゝゐの侍のえさ
せ給ふこゝはすめをゝちゐてゝいゐくありぐさ
うかゐゝうゝ侍事よゝゝゝより侍ゐこゝゐまゝ
ゝけゐれば〳〵せ給ひにゐるにや侍はゝゝゝ
の公業ゝぐゝゐてまつりて正月二七夜のゝゝ小半
堂ゝのぐゝせ給へまはけるゝ侍ゝに侍れゝゐを
せでゝゝゝこゝはをまゝけまで、發ばゝあのつれゝ
ゐぐのゝてゝゝまへゐ、れきて紐(ネン)誦(ジュ)もせゝせ給

へ、ごゝにせ殿ひられぬで、今一度てこの殿ひらを、
そなたきりをれもひをそぐ丸ぢりもたらやうに成あり
さまをおぼ一つづけにくるにやさうこうけをりに
を考てもおぼいでゝ殿ひくれさりやそう
ち屈しやいのこぞやちぐあるにけしちちう
くり人よりさたにかさをごう心ちよげちる人て
てぐおはしくる」これ九条殿を百鬼夜行まもあ
ちせ殿へふを、のまのほどゝ云事をえうけあまちう
ぐいみどうおちふけて内よりまでにせ殿ふに大
宮より南ぢまへおはしまんてあはゝのつゞのか

ぐてて、牛車のすぐれうちつれさせてまうして、牛車
うしをとこのもれおちせ〳〵やいうだおかせちるまぶ、
あやしくおりへどうのもれおるうつ牛隨身牛前ぐも、
いのれる車のおはしまんぐと牛車のもとにちつく
まるりたまぐで、牛ちうぐれうはくひきれて、
牛筋（サウ）ちりてうつぶにせ殿へるくちいみどう人にの
こまりやうせるまへる牛まにたておはします牛車
ちちぐにのうれるぶ隨身ぐもちぐえの右て、
くびきのもとにおちつくにうくに牛ちをる
このくおへ雜色（ザウシキ）ぐもうくうえ牛ちを、牛前（ゴゼン）ぐもちう

くあまをおかせたまて、尊勝陀羅尼をいくどゝよみ
みるまてまつゝせ給ふゝをぞ法車のこゝろのこの
ゐたひきたてゝせるまへり、ちて時ちのぞてのう
ありてゞ、法ひぐれあげさせ給ひて、今を牛こけて
やれどおかせたまきれど法申ともて人くを人も
えぢりのちくゝてるまありしちのぐ、
さるべた人くゝてこゝろハちみびてゝうりゃさせ給ひ
ゐめど、ちるめづゝきさ車ハおめづゝちり法り
けるゝこゝゝ」え方民部卿の法ゝまぐまゝけの天
ゝておはまるこゝみのぐ法庚申せさせ給ふゝ、

こゝ民部卿まゐり給ふる法ゝゐり、九条殿ちふゝハ
せ給ひて、人くゝあまを法ちふゝて攤ゝこせ給ふつい
でゝ、冷泉院のちゝまれおはゝまゐるほぐよ
てゝ法ゝめづゝ世びといのぐとおひゃゐるゝ、九
条殿いでゝおひのぐゝろくつのゝまいらんとおか
せゝゐゝまゝゝ、ゝゐをまれゐまへる皇ゐを
ゝゝゝおはゝまんべゝでゝ六いでゝいゝてゝゝ
せゐまゝひゐるにゐぐ一度ゝいでゝるゐ法のゝのとと
ある人めを見ゝはゝてゝうんぐもてはやゝたまひ、
ゝぐの法ゝぐゝゝをいゝゝぐとおぐゝゐりけるゝ、

ろの民部卿の君けしきいかばかりあるべくもあらぬ
いかばかりあるべくもあらぬたりしかばそのちり畳り
いでまゐりてうちの御やどりにむかひたてまつる
ろうのつまひらかに大うちは九条殿にとたづねまゐる
おはしましぬるやおぼしめしよるゆくへのたづね
とものぶるに、のれるぬるれるぐるおはしましくく
ちをしうりくる事ハいまぐいかばかりくおはし
まし給ける時ゆめうり朱雀門のまへうり、左右のあ
を西ひんがしの大宮うり北やりてきつむきた
うり内裏をいぶれてゐてうりとちうん見えつるとおぼ

せうきたるを、北前うりまゐりつるき女房の北ふ
らひくるとがいのうり北まうるいうりおはしまうち
んとやりゐりけるふ北美ものひてかく法ふうま
ぶそ北のえさせ給へば、攝政関白えおもおもうまぶ
ちりにう、又北すゑにおもおもびちる北事のうちま
じるそもちどおもうり北ちどうりいまそのたのひさ
るゆゑうり北ちるめりいみじもれ若左右の夢をの
ざまにあハせつまぶたのふぶもむのうりやうて
へて北ちうふちりおのきの世給ふ人うり荒涼
う心ちうぢうん人のまへうゆめうりちれ

はまそいまゆくゝ仕るを九条殿師輔の仕そゝのゝ
ゝう、とにのゝゝは仕けゝくひろごり仕のえさせ給ハ
め」いゆをゝつき事ハかゝくやんるもくれはまん
とのゝ、貫之のぬ乃いへふれそゝまゝきるゝそゝ、
ちゝ和歌をめぢまゝきき事ちゝりこゝ、ゆくれぐえ仕
まゝゝ、正月一日つけさせゆまゝべれ魚袋(ギョタイ)のそゝ彩を
きゝうけまぢぢゝゝゝをせ給ふゆぐまぢ貞信(忠平)公の
仕ゆとにまゆゝせゆまゝひてかゝゝゝの事の仕れバ、
うちゝれそくまゆるべたゝゝをやさせゆまひけ
きぢれおゝき大殿れどゝのせゆまひてゆゝゝどゝも

たせ給へまゝゝる、とゝいでは仕せゆまひてやどゝてゑん
ゆれまもゆそたてまいゝゝせ給ゆをおゝとゝるゝ
う れのえぢゝゝつけさせ給へまゝそれ仕うゝこまり
のよゝこびを仕ゆのれよぢぬゝもれはまゆぢら
めぐちゝゝゝゆれゝめ仕んとれぢゝめてゑゝう
れはまゝゝゆをまゝつけやけんめいぢくいう
ぢそれゝのれるべれを、
吹風よいゝりけるゆのうへを千代まで松のびぬのうれん(魚ハイ)
葉ゝこのれいまゝるゝゝゑゝりゝうゝ点」いみゝへより
いまにのぢゝりをゝくれはまゝこのくたぢ冷泉院

のたまひさまのこゝろいかゝとうかがひたてまつりてそれはまことにいへばたゝふるひさしぶりの事なれば夢の例にもまづそれ時をさうをひくるめまいへばこゝろまそいのでかさうでハたゝんそれ時門（カド）のいでれはまゝまそこゝろハなぐく藤氏の殿ばらいまゝたこうえれはませさうぢらまゝこのぞきのごろもいのゝ事ばかりを諸大夫ばうゝたちいでゝこゝろゝのたぜんぢうやくゝたちまきありきれまゝこゝろ入道（道長）殿をれかせらるまそで源民部卿（後賢）たちかゝまつりたるまうち

きみのまちのたゝふゝをまゝこのぞいのにえぐるうゝ
たゝまゝ心こそわゝらひやたちせ孫ふちるまゝこのれば
れかやけるゝそれ時の事をゝめゝとせきせ
ゝまゝさいそわりちり」たち物のけゝはくていのぐく
れぼゝめゝに大胥會（ゴ）のたち禊にゝいかゝるは
ゝくてわゝゝせ孫ひふゝそれ人のめふあゝ
ゝまゝて九条殿ちゝたゝしゝをいだきゝあてまゝ
まゝて、たゝゝのゝちゝたちふゝゝせゝあまひゝる
ぐゝぐゝんゝゝげゝゝうゝにゝゝをいゝたゝびゝく
をみえたちせ孫をぢりゝこのぞまゝてれはまさぬ

あるに、ものやうてはまもりにくくうひまなる
せ殆へらむさらばいとにえ方の卿と桓筭供奉を
ぐわらひのけさせ殆ふべきたちなるそれをまるものなべ
きものきらふものはむくいうるはしきをうたはまーけ
め、さるるはしいかうるはーくて、世のまつりごと
もこのーたいくせきせ殆ひつべのるもーこのぞ、世のゆー
ていこだうあくーき事にぞヤめるーー」さてはな
ないまそ故九条殿のはるぞるそれのびきいぜいわん、
圓融院の御母后、貞観殿のちいーのうち、一条の摂政（伊尹）、
堀川関白（兼通）、大入道殿（兼家）、ぐきくー兵衛督と六人を武蔵
守従五位上經邦のむすめ、そちう、学の人をん
なるといふ事をたのはるるにや、大ーるはは
ふるふまどをやとこ考るるもち五人を太政太臣ニ人を
攝政ーーるまへり、

大鏡卷之四終